

Ⅲ 学校等における人権教育

学校等における人権教育のねらいを定め、具体的に実施する。

学校等における人権教育のねらい

人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする子供を育成する。

1 人権教育実施体制の確立

(1) 人権教育目標の設定

人権教育目標の設定に当たっては、教育目標との関連を図るとともに、人権教育が目指す子供像を明らかにし、教育活動に位置付ける。

その際、次の点に留意する。

- 幼児、児童生徒、保護者、地域住民の人権に関する実態を把握する。
- 関係法令、国、県、市町村の人権教育施策等を踏まえる。

(2) 校内等の実施体制の充実

子供の発達段階に応じて、全教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切に教育を推進するための学習環境を整備する。また、人権教育実施のための全体計画を作成し、内容に関わる企画・調整、人権教育の具体的な進め方及び教職員研修の企画・立案等を組織的に検討する。

(3) 研究の推進

研究の推進に当たっては、幅広い観点から実践的な研究を行い、組織的に推進することで子供の変容を促す指導内容・指導方法の工夫や改善を図る。

組織の在り方については、学校等の実態に応じて工夫し、全ての教職員が関わり、指導内容・指導方法を共有できるようにする。

2 人権教育の全体計画及び年間指導計画の作成

(1) 人権教育上の視点の設定

人権教育を実施するための効果的な手法として、「法の下での平等」「個人の尊重」という人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別적인視点からのアプローチがある。学校等においては、それらの取組について、身に付けさせたい知識・技能・態度を人権教育上の視点として定め、人権教育の実施に生かしていく。

(2) 全体計画の作成

幼児、児童生徒及び地域の実態を把握し、様々な人権課題を解決するための具体的な目標を設定し、人権教育の全体計画を作成する。

- 人権教育目標や実施の方針、重点課題等を設定する。
- 学校等や地域の特色を生かした取組、ボランティア活動、社会体験、自然体験等

の体験活動の充実や様々な人との交流活動の在り方を示し、子供の発達段階に応じた人権教育を実施する。

- お互いの個性を認め合う心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心等の豊かな人間性の育成に重点を置く。
- 同和問題については、人権課題の中に位置付け、心理的差別の解消に視点を当てる。

(3) 年間指導計画の作成

年間指導計画の作成に当たっては、人権教育の視点を明確に位置付け、年間を通じて計画的に実施する。

- 地域の実態を踏まえ、子供の発達段階に応じて、個別の人権課題への取組を踏まえた年間指導計画を作成する。
- 各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間のねらいとの関連を図る。

3 指導内容・指導方法の工夫・改善

(1) 発達段階に応じた指導内容・指導方法の工夫・改善

人権教育を実施するに当たっては、子供の発達段階に応じた、実践的・先進的な研究を行うとともに、参加体験型学習等、子供の主体的な学習活動を促す指導内容・指導方法について工夫・改善する。

発達段階ごとに身に付けさせたい資質や態度は、以下のとおりである。

身に付けさせたい資質や態度

<幼稚園、保育所>

幼稚園や保育所では、遊びを通して豊かな心を育成する。遊びを中心とする生活の場で、自分を大切にできる感情とともに他の人も思いやることのできるような社会的共感能力の基礎を育成する。

その際、幼児に身に付けさせたい内容として、子育ての目安「3つのめばえ」の活用を図る。

また、教職員や周囲の大人との信頼関係が極めて重要であることから、信頼関係に基づく生活が、幼児の豊かな人権感覚を養うことに配慮する。

<小学校>

小学校においては、全教育活動を通じて、人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成する。そのためには、児童一人一人が、主体的に活動する態度や自ら学び、自ら考える力を育成し、お互いの個性を認め合う心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心等の豊かな人間性を養う。

また、インターネットによる人権侵害等の課題について理解し、情報モラル教育の充実を図る。

<中学校>

中学校においては、小学校教育の基盤の上に立って、人権問題を正しく理解するために必要な物の見方や考え方、人権を尊重する豊かな心を育成し、身近にある偏見や差別に気付き、解決しようとする積極的な態度を養う。さらに、社会の中に存在する具体的な人権問題について調べ、自らの行動を通して解決しようとする態度を養う。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

<高等学校>

高等学校においては、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、人間尊重の精神を具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、民主的、平和的な国家・社会の一員となるための資質を養う。特に、これまでの学習を踏まえ、様々な人権問題を解決し、人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

<特別支援学校>

特別支援学校においては、子供一人一人の障害の状態及び特性等に応じ、具体的な指導目標や指導内容により、きめ細かな指導を行い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる豊かな心を育成する。また、個々の発達の状況に応じて、人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう情報モラル教育の一層の充実を図る。

(2) 体験的な活動の推進

「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施し、人権感覚を育成することで、自他の人権を守るための実践力を身に付ける。また、人権教育を実施する上で、学校間の連携や交流を図るとともに、ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動の充実や様々な人との交流活動を積極的に取り入れ、お互いを正しく理解し、共に支え合う態度を育てる。

(3) 道徳教育の充実

道徳の全体計画と年間指導計画の中に、人権教育との関連を位置付け、児童生徒の発達段階に応じた豊かな心を育てる体験活動や実践的活動を一層充実させる。また、本県の特徴を生かした「彩の国の道徳」等の資料を活用し、人権教育を実施する。

(4) 総合的な学習の時間の工夫

人権教育の実施に当たっては、多様な学習形態、指導体制を工夫し、地域の人々の協力を得る等、地域の学習機関や学習環境を積極的に活用する。

(5) 人権教育に関する学習教材の整備

人権問題に関する教材を選定・開発し、必要に応じて継続的に増補・改定し、人権教育に関する学習教材の整備を行う。

- 子供の主体的な学習が促されるよう、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の学習形態や手法等を取り入れる教材の選定・開発を行う。
- 子供が、身近な人権問題の不合理性に気付くとともに、様々な人権問題を分かりやすく学べる教材の選定・開発を行う。

4 教育相談体制の充実

(1) 研修を生かした教育相談体制の充実

総合教育センターや教育委員会で行われる生徒指導・教育相談研修会の修了者が各学校等において中心となり、子供の悩みや不安等を解消するために、学校教育相談体制の充実を図る。

(2) 連携を密にした教育相談体制の充実

相談員やスクールカウンセラーとの連携を密にし、子供の理解を深める教育相談体制の充実をめぐる。

(3) 関係機関との連携の強化

スクールソーシャルワーカー等とともに専門的な指導・援助が得られる関係機関との連携に努める。特に子供の健全育成、人権課題の解決に関しては、関係機関との連携を強化するとともに教育相談以外の関係機関との連絡も強化する。

5 教職員の研修の実施

(1) 計画的・継続的な研修の実施

人権教育の実施に当たっては、人権教育に関わる教職員研修を計画的・継続的に実施する。

- 人権及び人権問題の正しい理解を図り、人権課題の解決に向けて意識を高める。
- 日常の教育活動においても豊かな人権感覚を身に付け、あらゆる教育活動を展開し、人権を尊重する教育に取り組む。

(2) 指導力を高める研修の実施

人権教育を効果的に実施するためには、教職員の指導力を高める研修を実施する。

- 事例研修会、授業研究会、研修報告会等を計画的に実施する。
- 人権課題ごとの指導者を招き、個別の人権課題についての理解を深める研修を実施する。

(3) 「人権感覚育成プログラム」の活用

自他の人権を守るための実践力の向上を図るために、豊かな人権感覚を身に付ける。

- 「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習の充実を図る。

- 「人権感覚育成プログラム」を活用して豊かな人権感覚を育成し、自他の人権を尊重し合うことができるようにする。

6 学校等、家庭、地域社会相互の連携

(1) P T A活動等への位置付け

P T A活動や保護者会を通して、学校等における人権教育への取組を促進し、保護者の人権感覚を育成する。そのため、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習をP T A活動等に計画的に位置付けて実施する。

(2) 家庭との連携

家族愛や親子の触れ合いの大切さを呼び掛けるとともに、積極的に情報を提供して相談の機会を設けたり、「家庭用『彩の国の道徳』」等の資料の活用を呼び掛けたりして、家庭との連携を密にする。

(3) 地域に開かれた学校等としての役割

地域住民の人権尊重の意識を高めるために、教職員が地域での学習の講師を行う。また、学校等で発行する通信や保護者向け人権啓発資料を通じた情報提供や学校開放等を積極的に実施し、学校等、家庭、地域社会の連携を強化する。